

議案第 78 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法の改正に伴う改正

# 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「項注4」を「項注6」に、「項注8」を「項注11」に改める。

第34条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第3条 略 (一部負担金)	第1条～第3条 略 (一部負担金)
第4条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の <u>項注4</u> 、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の <u>項注8</u> の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。	第4条 略 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の <u>項注6</u> 、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の <u>項注11</u> の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。
第5条～第33条 略	第5条～第33条 略
第34条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u> 場合は、10万円以下の過料に処する。	第34条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u>  場合は、10万円以下の過料に処する。
以下 略	以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	国民健康保険法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号。以下「政令」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>改正法により令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることから、同項に基づき本条例第34条について所要の改正を行うとともに、その経過措置について政令に基づき規定するもの。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>被保険者証の返還に応じない者への過料の規定を削る。施行日以前に発行済みの被保険者証に係る返還要求及び罰則の適用についてはなお従前の例によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(第34条関係)</p> <p>令和6年度診療報酬改定に伴う診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の一部改正に伴い、参照する項注番号のズれを修正する。</p> <p style="text-align: right;">(第4条第2項関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和6年12月2日 第4条第2項の改正規定は、公布の日（適用日：令和6年6月1日）
備考	